

おらほの

納

税

教室

1月に『町県民税申告のご案内』を送りました

「町県民税申告のご案内」は、令和3年1月1日現在で南三陸町に住民票のある世帯に送付しています。同封しました「令和3年度 町県民税申告の手引」と「申告チェックリスト」をご覧ください、期間中（2月12日（金）～3月15日（月））に必要な手続きをお願いします。

なお、準備が整っていないと、町の申告会場に早く来場しても受付ができません。順番が後回しになりますので、きちんと準備を整えてから来場してください。

また、漁業や農業、自営業などの事業収入のある人または不動産収入がある人は、「収支内訳書」を作成しなければなりません。詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp>）を御覧ください。

※「収支内訳書の書き方」（冊子）は、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口に備え付けています。

前年中に収入がなかった人も、“収入がない旨”の申告が必要です!!

令和2年中に収入が全くない人、家族などに扶養されている人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険）のみの人も住民税の申告が必要です。申告をしないと、令和3年度分の課税（非課税）証明書などの交付を受けられません。

また、町県民税の所得情報は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの計算に使用されます。申告をしないと所得情報が分からないため、各種保険税（料）などの軽減が受けられず保険税（料）や医療・介護・福祉サービスの利用者負担額が高額に算定される場合があります。

各種保険税（料）の軽減が
該当にならない



税証明書の交付を受けられない

※「収入が全くない」「家族などに扶養されている」「非課税所得のみ」に該当する人は、「町県民税申告の手引」11ページの「収入の無い旨の届出書 兼 扶養控除の申出書」を提出してください（用紙は切り取って使用できます。）。

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間などについて

令和2年分所得税などの申告書作成会場を次のとおり開設します。

- 開設場所 気仙沼税務署
- 開設期間 2月3日（水）～3月15日（月）＜土・日・祝日などを除く＞
- 開設時間 午前9時～午後5時

※会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場で当日配付しますが、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前発行も可能です。

「入場整理券」1枚につき、来場者1名の申告相談が可能です。例えば、ご夫婦で来場し、お二人とも申告する場合には、ご夫婦それぞれが取得していただく必要があります。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、国税庁HP（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書や収支内訳書などの作成・提出をお願いします。なお、郵送での申告書などの提出も受付しています。

★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「仙台国税局電話相談センター」でお答えします。気仙沼税務署へ電話し、音声案内に従って番号を選択すると電話相談センターに繋がります。

上記についてのお問い合わせは、気仙沼税務署（☎22-6780）まで

「毎年、年金収入だけで…」



昨年、町の申告相談会場に行ったら、「申告は必要ありません。」と言われたのだけど、今年も申告しなくていいの？



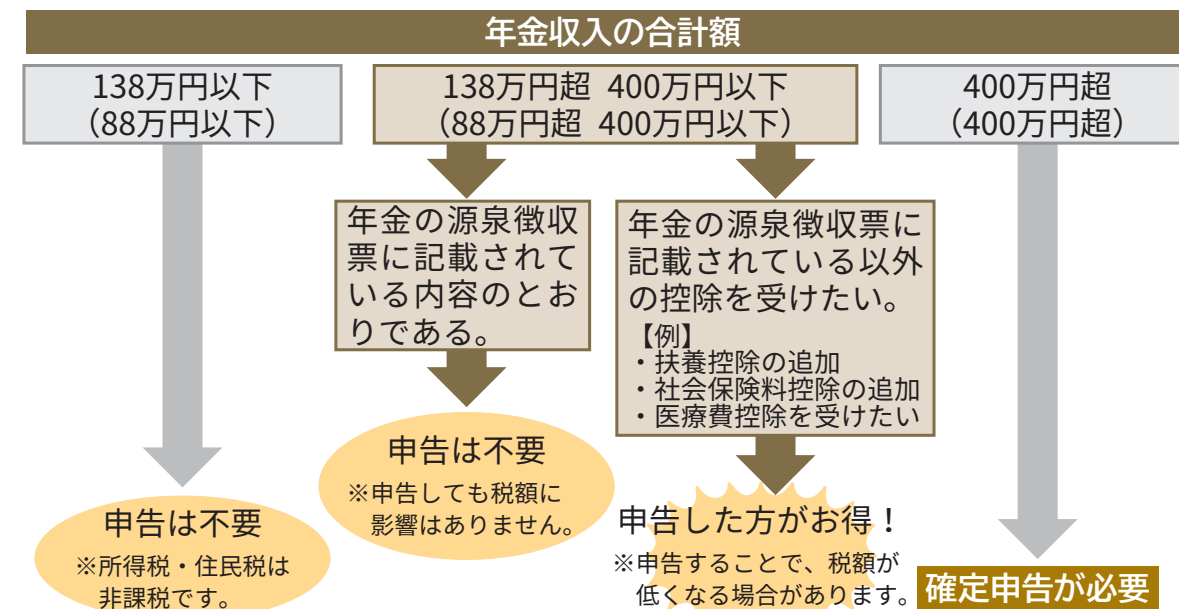
国民年金、厚生年金などの年金収入のみの人で年金収入の合計額が138万円（65歳未満の人は88万円）以下の人は、所得税も町県民税も非課税となるため、申告の必要はありません。

年金収入の合計額が138万円（65歳未満の人は88万円）を超える人は、「申告したほうがお得になる場合」があります。

申告が必要か不要かを下図で確認しましょう。

年金収入のみの人で、申告が必要かどうか確認してみましょう！

次の区分に沿って申告の必要・不要を確認し、年金収入額をもとにチェックしてみましょう！
※ 65歳未満の人は、（ ）内の金額を確認してください。



＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

国民健康保険税……………第9期
介護保険料……………第8期
後期高齢者医療保険料…第8期

口座振替日
2月25日(木)

納付期限
3月1日(月)